

まるケアサービス居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業者（法人）概要

事業者（法人）名	株式会社メイクアップ
本社所在地	〒241-0812 神奈川県横浜市旭区金が谷735番地6
連絡先	TEL. 045-361-7345 FAX.045-367-2122
代表者名	代表取締役 高城 英章

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	まるケアサービス居宅介護支援事業所
所在地	〒241-0012 神奈川県横浜市旭区西川島町63-7
連絡先	TEL. 045-744-5577 FAX.045-330-4244
事業所番号	1473204061
管理者名	石丸 幹

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜日（土・日・祝祭・12/29日～1/3日休み）
営業時間	午前9時から午後5時

(3) 職員体制および職務内容

本事業所に配置する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
管理者	1名	常勤	主任介護支援専門員・介護支援専門員を兼務
主任介護支援専門員	1名	常勤	管理者が兼務
介護支援専門員	1名	常勤	管理者が兼務
事務職員	0名		

- 管理者：1名（主任介護支援専門員、および担当介護支援専門員を兼務する）
 - 管理者は、事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等に定める居宅介護支援事業所の適正な運営を確保するための指揮監督を行う。
- 主任介護支援専門員：1名（管理者、および担当介護支援専門員を兼務する）
 - 主任介護支援専門員は、高度な専門性を有するリーダーとして、地域包括支援センターや他の居宅サービス事業者、医療機関等との緊密な連携体制の構築を図るとともに、ケアマネジメント業務全般の統括および専門的指導を行う。
- 介護支援専門員：1名（常勤換算1.0名、管理者および主任介護支援専門員が兼務する）
 - 介護支援専門員は、利用者の課題分析（アセスメント）の実施、居宅サービス計画（ケアプラン）の策定・交付、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施、給付管理業務、およびその他居宅介護支援の提供にかかる一切の業務を行う。
 - 介護支援専門員1人あたりの取扱件数は、介護保険法等に定める基準の範囲内（標準44件、ICT等の活用時は49件未満）において、適切な業務量の範囲内で管理するものとする。

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する 実施地域	旭区・緑区・保土ヶ谷区・戸塚区・泉区・瀬谷区・大和市・町田市・相模原市
-------------------	-------------------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援の事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業の実施に当たっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

4. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定申請、 要介護認定調査について	<ul style="list-style-type: none">● 利用者が希望する場合、要介護または要支援認定及び更新の申請を代行します。● 利用者の所在する市町村から要介護認定調査の委託を受けた場合は、利用者の要介護認定調査を行います。受託にあたっては、被保険者に公正、中立に対応し正しい調査を行います。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者へ介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none">● 救急車への同乗● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援● 家事の代行業務● 直接の身体介護● 金銭管理
-----------------	--

5. 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に出すと、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費 (I) (地域区分 1単位：11.12円)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援 (i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	12,076円 / 月 (1,086単位)	15,690円 / 月 (1,411単位)
居宅介護支援 (ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	6,049円 / 月 (544単位)	7,828円 / 月 (704単位)
居宅介護支援 (iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,625円 / 月 (326単位)	4,692円 / 月 (422単位)

(2) 加算

加算名称		料金（単位数）
初回加算		3,336円 / 月 (300単位)
入院時情報連携加算 (I)		2,780円 / 月 (250単位)
入院時情報連携加算 (II)		2,224円 / 月 (200単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携1回	5,004円 / 回 (450単位)
	連携2回	6,672円 / 回 (600単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携1回	6,672円 / 回 (600単位)
	連携2回	8,340円 / 回 (750単位)
	連携3回	10,008円 / 回 (900単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,224円 / 回 (200単位)
通院時情報連携加算		556円 / 回 (50単位)
ターミナルケアマネジメント加算		4,448円 / 月 (400単位)
特定事業所加算 (I)		5,771円 / 月 (519単位)
特定事業所加算 (II)		4,681円 / 月 (421単位)
特定事業所加算 (III)		3,591円 / 月 (323単位)
特定事業所加算 (A)		1,267円 / 月 (114単位)
特別地域居宅介護支援加算		所定単位数の15%
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		所定単位数の5%

(3) 減算

減算名称	料金（単位数）
運営基準減算	所定単位数の50%で算定
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(4) その他

交通費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。
解約料	解約料は一切かかりません。

6. 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	まるケアサービス介護支援事業所 事業所管理者 石丸 幹
連絡先	045-744-5577

(2) その他の相談窓口

当事業所以外の窓口として下記の機関にも申し立てることができます。

① 住所地の各区役所

旭区	045-954-6061	緑区	045-930-2315
保土ヶ谷区	045-334-6394	戸塚区	045-866-8452
泉区	045-800-2436	瀬谷区	045-367-5714
大和市	046-263-1111	町田市	042-722-3111
相模原市役所	042-754-1111		

② 神奈川県区民健康保険団体連合会

所在地	横浜市西区楠町27-1
電話番号	045-329-3447
受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分

③ 横浜市健康福祉局介護事業指導課

電話番号	045-671-2365
------	--------------

④ かながわ福祉サービス運営適正化委員会

所在地	横浜市神奈川区反町3-17-2
電話番号	045-311-8861
FAX 番号	045-312-6302
メールアドレス	tekisei@kensyok.jp
受付時間	平日 午前9時～午後5時

7. 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10. 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求めることができます。
-----------	---

11. 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

- (1) 当事業所および介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者に提供する居宅サービス等の選定にあたり、特定の居宅サービス事業者や介護保険施設等から、不当に特定の事業者に誘導する目的で金品その他の利益を収受しません。
- (2) 当事業所は、特定の居宅サービス事業者等から利益の提供を受ける代わりに、特定の事業者をケアプラン（居宅サービス計画）に位置付けるような行為は一切行いません。常に公正かつ中立な立場から、利用者の希望や心身の状況に最も適した事業者を選定します。
- (3) 利用者またはその家族が、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業者等の変更を希望した場合は、正当な理由がない限り、速やかにその変更を行います。

12. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	事業所管理者 石丸 幹
-------------	-------------

13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	管理者 石丸 幹
--------------	----------

15. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

附則 この規定は2026年6月1日より施行いたします。